

あわぎん貯蓄預金スウィングサービス規定

1. (あわぎん貯蓄預金スウィングサービス)

あわぎん貯蓄預金スウィングサービスとは、あらかじめ指定をうけた普通預金口座と貯蓄預金口座との間で、つぎの(1)または(2)により、自動的に振替を行うサービスをいいます。

- (1) 普通預金口座から貯蓄預金口座へ振替入金する方法 (以下「貯蓄預金へのスウィング」といいます。)
- (2) 貯蓄預金口座から普通預金口座へ振替入金する方法 (以下「普通預金へのスウィング」といいます。)

2. (貯蓄預金へのスウィング)

(1) 自動振替の方法

貯蓄預金へのスウィングは、あらかじめ指定をうけた振替日 (以下「振替指定日」といいます。) に、後記(2)による振替金額を普通預金口座から貯蓄預金口座へ自動振替する方法により取扱います。

なお、振替指定日が銀行休業日にあたる場合は、翌営業日に取扱います。

(2) 振替金額

① 定時不定額

指定振替日の営業開始前における当行所定の振替処理時点で、あらかじめ指定をうけた普通預金口座に残す金額 (以下「振替基準残高」といいます。) を超えた場合は、超過した金額を貯蓄預金口座に自動振替します。この場合の1回あたりの振替金額は、最低振替金額を1万円とし、1円単位で振替えます。

なお、普通預金口座の残高が振替基準残高以下、振替金額が1万円に満たない、および振替後の当該貯蓄預金口座の基準残高 (10万円) に満たない場合は、通知することなくその月の振替は行いません。

② 定時定額

あらかじめ指定を受けた金額を普通預金口座から貯蓄預金口座に自動振替します。この場合の1回あたりの振替金額は、最低振替金額を1万円とし、1円単位で振替えます。

なお、普通預金口座の残高が当該振替金額に満たない場合は、通知することなくその月の振替は行いません。

3. (普通預金へのスウィング)

(1) 自動振替の方法

普通預金へのスウィングは、指定振替日に後記(2)による振替金額を貯蓄預金口座から普通預金口座へ自動振替する方法により取扱います。

なお、振替指定日が銀行休業日にあたる場合は、翌営業日に取扱います。

(2) 振替金額

振替指定日の営業開始前における当行所定の振替処理時点で、あらかじめ指定をうけた金額を貯蓄預金口座から普通預金口座に1万円単位で自動振替します。

なお、貯蓄預金口座の残高が当該振替金額に満たない場合は、通知することなくその月の振替は行いません。

4. (預金通帳・払戻請求書の提出の省略)

本サービスによる普通預金口座または貯蓄預金口座からの振替金額の自動引落しについては、普通預金規定・総合口座取引規定または貯蓄預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

5. (変更)

本サービスの内容を変更する場合は、あらかじめ当行所定の書面により取扱店へ届け出てください。

6. (解約)

(1) 本サービスは、お客さままたは当行の一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によってお取引店へ届け出てください。

(2) 本サービスで指定をうけた普通預金口座または貯蓄預金口座のいずれかが解約された場合は、本サービスは同時に解約されたものとします。

7. (規定の運用)

この規定に定めのない事項については、「貯蓄預金規定」「普通預金規定」により取扱うものとします。

8. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2021. 3. 15 現在)